



2018年10月16日

各 位

会 社 名 昭和シェル石油株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 亀岡 剛
(コード：5002、東証第一部)
問合せ先 広報部長 中村 知史
(TEL：03-5531-5793)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款の一部変更の件」を2018年12月18日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

本日付の当社のプレスリリース「株式交換契約書の締結及び経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日、出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）との間で、出光興産の株式を当社の株主に交付し出光興産が当社の発行済株式の全部を取得する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。当社は、当該株式交換契約の承認について、2018年12月18日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議する予定です。

本株式交換契約が本臨時株主総会で承認され、2019年4月1日に株式交換の効力が発生した場合、当社の株主は出光興産株式会社のみとなります。これにより、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会における議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることとなります。そこで、定時株主総会における議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第15条を削除するとともに、現行定款第16条以下の各条項を1条ずつ繰り上げることでその他の所要の変更を行うのであります。

なお、本定款変更は、本株式交換契約が本臨時株主総会で承認されること、及び、2019年3月30日の前日までに本株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、2019年3月30日をもって効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）
(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日)	(削除)
<p>第 15 条 当社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	
<p>第 16 条～第 39 条 (条文省略) 附則</p>	<p>第 15 条～第 38 条 (条文省略) 附則</p>
<p>第 1 条 第 14 条の規定の変更は、平成 30 年 7 月 1 日からその効力を生じる。</p>	(削除)
<p>第 2 条 第 15 条および第 37 条の規定の変更は、平成 30 年 4 月 1 日からその効力を生じる。</p>	(削除)
<p>第 3 条 第 22 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 28 日開催の第 106 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第 107 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 1 条 第 21 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 28 日開催の第 106 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第 107 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第 4 条 第 36 条の規定にかかわらず、第 107 期事業年度は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間とする。</p>	<p>第 2 条 第 35 条の規定にかかわらず、第 107 期事業年度は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間とする。</p>
<p>第 5 条 第 38 条の規定の変更は、平成 30 年 10 月 1 日からその効力を生じる。</p>	(削除)
<p>第 6 条～第 7 条 (省略)</p>	<p>第 3 条～第 4 条 (省略)</p>

(3) 日程

臨時株主総会 2018 年 12 月 18 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2019 年 3 月 30 日 (予定)

以上